1219

昭和五年 八九月分

調査ノ表ノ三

株式会社東京クルーゲ工場（六一七一八二三）

所在地 川崎市[illegible]町[illegible]所

労働者 男七名（内女八名）

争議方法 怠業

要求條件

賃金七割値上ケ工場閉鎖ニ依ル解雇者ニ付解雇手当

十日分並ニ特別手当七十円ヲ要求ス

九月廿二日 右要求解決

一、工場ハ営業資金ニ付二ヶ月休業シ[illegible]工場ノ再

建ヲ期ス

二、工場ハ三ヶ月ノ解雇者ニ対シ右ノ手当ヲ支給ス

イ、工場建設ノ解雇手当